

令和3年11月24日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第157号の概要

(学校保健統計調査の変更)

1 学校保健統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにする。

調査の概要

調査実施課

文部科学省総合教育政策局調査企画課

調査範囲
及び
報告者数

学校 7,755校（母集団の大きさ：50,450校）

【内訳】※

①幼稚園 1,645校 ②小学校 2,820校
③中学校 1,880校 ④高等学校 1,410校

※ ①幼稚園には幼保連携型認定こども園を、②小学校には義務教育学校の第1～6学年を、③中学校には義務教育学校の第7～9学年及び中等教育学校の前期課程を、④高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含む。

調査票（注）

発育状態調査票

健康状態調査票

調査事項

身長及び体重

栄養状態、視力、聴力、眼・耳鼻咽喉・皮膚の疾患の有無、
歯・口腔・心臓の疾患の有無等

（注）両調査票とも、学校において行われる健康診断の結果を回答

調査時期

毎年4月1日～6月30日

調査系統
調査方法

文部科学省 - 都道府県 - 報告者
郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム）

結果公表

速報：調査実施年 12月
確報：調査実施年の翌年 3月

※ 速報、確報とも、インターネット及び印刷物により公表

2 調査結果の利活用状況

国の行政機関等における利用

- スポーツ審議会において、子供の発育・発達状況の参考資料として「肥満傾向児・痩身傾向児の割合」に関するデータを利用
- 学校における食に関する指導を行うために文部科学省が作成している「食に関する指導の手引」において、「肥満傾向児の割合」等を掲載
- 「子ども・若者白書」において、「年齢別身長・体重の全国平均値の推移」及び「学校種別疾病・異常被害率等の推移」に関するデータを掲載
- 厚生労働省の施策である「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本21）」のためのデータを提供

地方公共団体における利用

- 全国平均又は他県とのデータ比較により目標を設定し、学校における教育活動（食育、歯磨き指導など）に活用

国際比較のための利用

- 「国際統計OECDヘルスデータ」において、本調査に基づくデータを掲載

3 主な変更事項

調査票の提出期限の繰下げ

現 行	学校 → (6月30日まで) → 都道府県 → (8月10日まで) → 文部科学省
変 更 案	学校 → (8月31日まで*) → 都道府県 → (9月30日まで) → 文部科学省

(※) 8月31日を最終的な提出期限としつつ、都道府県ごとの具体的な期日については、各都道府県が現地の状況を勘案して設定

《変更の背景》

学 校：①学校事務の負担軽減が大きな課題、②健康診断の実施から、都道府県知事への報告までの猶予期間が短い
都道府県：提出された調査票について、学校に対して疑義照会を行うに当たり、7～8月は担当者の不在が多い
担当者の在席率が高い9月中であれば、効率的に照会対応が可能

速報と確報の一本化による確報値の公表早期化

現 行	【速報】12月	【確報】翌年3月
変 更 案	公表を一本化し、確報値の提供を翌年 <u>2月</u> に前倒し	

《文部科学省において、調査票の提出期限を繰り下げることに伴い、集計スケジュールを再検討》

- ① 提出期限の繰下げに伴い、集計業務も繰り下げざるを得ないが、一方で、確報値の公表時期の繰下げは望ましくない
- ② 現状として、速報と確報は、おおむね同様の集計事項について公表しており、速報は「暫定値」としての性格が強い
- ③ 速報と確報の間隔が3か月しかない中、短期間に、集計・公表作業を二度行う事務負担が大きい